

大阪歯科大学歯学部勉学とクラブ活動に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、大阪歯科大学学則第1条を遵守、履行し、社会的責務を果たすため大阪歯科大学歯学部（以下「本学部」という。）における勉学の向上促進と部・同好会活動（応援、庶務、会計、飲食を伴うコンパ等含む）（以下「クラブ活動」という。）の適切な遂行のために必要な事項を定める。

(勉学とクラブ活動の両立)

第2条 文部科学省の求める最低修業年限での歯科医師国家試験合格率の向上を図るため適切な勉学活動及びクラブ活動を行い、日々努力し、各学年における試験に合格することを目的として本学部生は自制心を確実に培うものとする。

2 新入生において5月・6月に実施する小テストの物理学、化学、生物学、数学の平均得点が学年順位の低位20番に属する者は、学年指導教授に「クラブ活動に関する誓約書」を提出しなければならない。

3 第1学年から第3学年において、科目試験及び総括試験（いずれも本試験）の平均得点が低位20番に属する者は、次年度クラブ活動を行うためには、進級学年の学年指導教授に「クラブ活動に関する誓約書」を提出しなければならない。なお、低位20番の算出において追試験を受験した場合はその評価得点を本試験の結果とみなして算入する。また、科目試験で不合格科目を有する者が総括試験本試験を受験し合格した場合は、その評価得点(65点)を本試験の結果とみなして算入する。

(試験期におけるクラブ活動)

第3条 各学年における科目試験、総括試験、共用試験、臨床知識試験及び学士試験の1週間前から試験終了日まではクラブ活動を禁止する。

(原級留置者及び再入学生におけるクラブ活動)

第4条 原級留置者は、その期間のクラブ活動を禁止し、原級留置解除に向けて勉学に励むものとする。第2条に定める要件に当てはまらず、かつ原級留置解除になった者はクラブ活動に復帰できる。

2 第5学年、第6学年に再入学する者は、この内規にかかわらずクラブ活動を認めない。

(クラブ活動に伴う飲食)

第5条 アルコール等の飲酒を伴う会には、クラブのOBを含め、いかなる者もこれを学生（部員）に強要することを禁止する。

(罰則)

第6条 禁止事項に抵触した者及びクラブについては別に定める厳正な処分を科す。

附 則

- 1 この内規は、2018年7月26日から施行する。
- 2 この内規は、2019年6月27日に改正した。ただし、第4条の運用は、2020年4月1日からとする。
- 3 この内規は、2022年4月1日から施行する。
- 4 この内規は、2023年4月1日から施行する。
- 5 この内規は、2024年4月1日に改正した。
- 6 この内規は、2026年4月1日に改正した。

歯学部クラブ活動に関する誓約書

クラブ部長：●●●●先生

第●●学年指導教授：●●●●先生

このたび、私の学業成績が基準を満たしていない状況にあることについて、学生としての本分は学業にあることを改めて自覚し、自らの努力不足を真摯に受け止めております。

その上で、クラブ活動への参加（継続）を希望するにあたり、今後は学業を最優先とし、成績向上に全力で取り組むことをここに誓約いたします。

今後は以下の事項を必ず実行いたします。

- 一、全授業への出席を徹底し、遅刻・欠席をしないこと。
- 一、毎日の学習時間を確保し、計画的に予習・復習を行うこと。
- 一、課題・レポート・試験準備を期限内に確実に遂行すること。
- 一、成績改善が認められない場合には、クラブ活動を自粛すること。

学業とクラブ活動の両立に責任を持ち、生活習慣および時間管理を徹底し、成績向上に努めます。

以上、ここに誓約いたします。

(提出日)西暦 年 月 日

(所属クラブ) _____ 部

第 学年 席号

氏名： _____

クラブ部長	学年指導教授	教務学生課

クラブ部長、学年指導教授に認印をもらい最後に教務学生課に提出すること